

安八郡広域連合介護予防ケアマネジメント基本方針

平成30年9月

◎介護予防と自立支援の視点（介護保険法第1条、第2条、第4条、第5条）

1. 高齢者が要介護状態、または要支援状態になることを予防する。
2. 要介護状態になっても、状態を軽減させ、悪化しないよう防止する。
3. 要支援状態になっても、住み慣れた地域で安心して、自立して過ごせるよう支援する。

これら3つの大前提となる考え方にに基づき、広域連合（以下「連合」）・構成町・地域包括支援センター（以下「包括」）・介護支援専門員（以下「ケアマネージャー」）・住民が共通意識を持ちながら、以下の取り組みを行う。

連合・構成町

被保険者が要介護状態、または要支援状態になることの予防、軽減、もしくは、悪化防止のための施策、地域における自立した日常生活の支援、いわば「地域支援事業」の施策を推進する。

包括・ケアマネージャー

利用者が残された能力を活かして自立することを目標とし、適切な介護サービスを受けることができるように、専門的視点から必要な支援を行う。

住 民

自ら要介護状態、または要支援状態になることを予防するため、健康の保持・増進に努めるとともに、仮に、要介護状態になった場合であっても、進んでリハビリテーション等により、能力の維持・向上に努める。

◎介護予防ケアマネジメント

※当連合は、平成30年3月1日に、現行相当サービスからサービスAに一斉切り替え。要支援認定者へ提供する訪問介護と通所介護が対象。

- ・「サービス優先」ではなく、「利用者の必要性」「ニーズ」を優先したケアマネジメントを行う。
- ・過剰なサービス利用による依存と能力の低下を招かないように、できることは自分で行う努力を促し、真に利用者にとって本当に必要な支援を行う。
- ・「できないことを代わりにするケア」から「できないことをできるようにするケア」へ、自立支援を意識したケアマネジメントへの方向転換を図る。
- ・ケアプランは、達成可能で本人の意欲を引き出せるようなもの、いわば「目標指向型」のものを作成する。

◎訪問型サービス

構成町ごとで実施している「ワンコインサービス（介護保険外サービス）」との整合性を図るべく、訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められる場合にサービス利用の選択肢として考慮する。

<想定されるケース>

心疾患や呼吸器疾患、ガンなどの疾患が起因で、日常生活の動作時の息切れなどにより、日常生活に支障がある場合

◎通所型サービス

通所型サービス事業所の従事者による専門的なサービスが必要と認められる場合にサービス利用の選択肢として考慮する。

<想定されるケース>

専門職の指導を受けながら集中的に生活機能向上トレーニングを行うことにより、利用者の状態の改善、または維持が見込まれる場合